

豊中市障害者の生産活動に係る工賃支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 本市における障害者の生産活動に係る工賃支援事業補助金については予算の範囲内において交付するものとし、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 新型コロナウイルス感染症の影響により減少した工賃について、その相当額を補助することにより、障害のある人の生活を支援するとともに生産活動等にかかる意欲を醸成し、社会参加の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「就労継続支援B型事業所」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行規則」という。）に規定する就労継続支援B型を運営する事業所をいう。
- (2) 「生活介護事業所」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護を運営する事業所をいう。ただし、工賃等の支給実績がない事業所についてはこの限りでない。
- (3) 「就労継続支援B型事業所等」とは、就労継続支援B型事業所及び生活介護事業所事業所をいう。
- (2) 「工賃等」とは、工賃、賃金、給与その他名称を問わず、事業者が利用者に支払うすべてのものをいう。

(交付の対象)

第4条 この補助金の対象となる者（以下「対象者」という。）は、法第19条第1項に規定する支給決定を本市より受けている者であって、令和2年4月から令和3年3月までの期間に就労継続支援B型事業所等より受領した工賃等月額平均（以下「令和2年度平均工賃等月額」という。）が、平成31年4月から令和2年3月までの期間に就労継続支援B型事業所等より受領した工賃等月額平均（以下「令和元年度平均工賃等月額」という。）と比べて減少している者とする。ただし、障害福祉サービスの種別変更により工賃等が減少した場合は除く。

(交付額の算定方法)

第5条 令和元年度平均工賃等月額と令和2年度平均工賃等月額との差額に、令和2年度に就労継続支援B型事業所等より工賃等を受領した月数を乗じて得た額を交付額とし、1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

第6条 対象となる平均工賃等月額の減少については、この補助金以外の補助金等の交付を受けないこと。

(申込手続)

第7条 この補助金の交付の申込は、次により行うものとする。

- (1) 就労継続支援B型事業所等を運営する法人（以下「申込者」という。）は、豊中市障害者の生産活動に係る工賃支援事業補助金交付申込書（様式第1号）に、対象者から提出を受けた請求書（別紙1）及びその他市長が必要と認める関係書類を添えて、令和4年3月31日までに市長に提出して行うものとする。
- (2) 市長は、申込書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行うものとする。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申込みに対して審査の上補助金の交付を決定したときは、交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定により交付を決定した補助金を、対象者が指定した振込先に支払うものとする。

(決定の取消し)

第10条 市長は、補助金等の交付の決定を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な方法により補助金等の交付を受けたとき。

(加算金及び延滞金)

第11条 補助金等の交付を受けた者は、第10条の規定による取消しに関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の定める割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助金等の交付を受けた者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

4 補助金等の交付を受けた者は、補助金等の返還を命ぜられ、これを期日までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の定める割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

5 第1項の加算金又は前項の延滞金の額の計算における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(その他)

第12条 特別の事情により第6条、第7条、第9条に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ市長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年7月19日から施行する。